



調 査 嘱 託 書

平成17年3月1日

横浜市役所 御中

横浜地方裁判所第4民事部合議係

〒231-8502 横浜市中区日本大通9番地

TEL 045-201-9631 内線2420 FAX 045-663-0567

裁判所書記官 朱雀澄子

事件番号 平成14年(ワ)第4129号
同 平成15年(ワ)第1158号
事件名 住民基本台帳ネットワーク差止等請求事件
当事者 原告 外
被告 神奈川県 外

上記事件について、民事訴訟法第186条に基づき、別紙事項を調査の上、書面でご回答くださるよう嘱託します。

本件の次回期日は、5月12日ですが、事前の準備が必要となりますので、回答書面の到着にはご配慮の程よろしくお願いいたします。

(別紙)

調査事項

(1) 「市民選択制」の運用実態について

ア(ア) 貴市が、平成14年8月に、市民の住基ネットの参加について、住民からの「非通知」の申出を認める、いわゆる「市民選択制」を採用した理由についてご教示下さい。

(イ) また、現在も「市民選択制」を継続している理由をご教示下さい。

イ(ア) 貴市が、市民からの「非通知」の申出の受付を終了した、平成14年10月11日の時点における、横浜市民の人口総数、及び、うち成年者の人口、並びに、「非通知」を選択した市民の総数(前記日消印の郵便による選択者も含みます。)をご教示下さい。

(イ) 「非通知」の申出の具体的な方法(期間、申出方法)について、ご教示下さい。

ウ(ア) 前項の受付終了後、新たに横浜市民となった者(他市町村等からの転入者、新生児など)は、転入時あるいは出生時において「通知」か「非通知」かの選択は可能でしょうか。

(イ) 可能であるとすれば、その方法をご教示下さい。

(ウ) それらの方々も含めた、現時点における「非通知」選択者の総数及びその時点での横浜市民の人口総数をご教示下さい。

(2) 「市民選択制」の採用により生じる支障について

ア(ア) 貴市が「市民選択制」を採用して以降、「非通知」の申出をしなかった市民から苦情が寄せられたことはございますか。

(イ) 苦情が寄せられている場合には、その件数、内容及びそれらに対する貴市の対応について、なるべく具体的にご教示下さい。

イ(ア) 貴市が「市民選択制」を採用して以降、「非通知」の申出をなした市民から苦情(「職権消除」という取り扱いについて等)あるいは要望(選択制の維持について等)が寄せられたことはございますか。

(イ) 苦情が寄せられている場合は、その件数、内容及び貴市の対応についてなるべく具体的にご教示下さい。

ウ(ア) 上記のア、イ以外に、貴市が「市民選択制」を採用して以降、貴市内部における行政運営上、具体的な障害が発生したことはありますか。

(イ) 具体的な障害が発生している場合は、その件数、内容及び貴市の対応についてなるべく具体的にご教示下さい。

エ(ア) 貴市が「市民選択制」を採用して以降、国や神奈川県及び他市町村との関係で、貴市の行政運営上、具体的な障害が発生したことはありますか。

(イ) 具体的な障害が発生している場合は、その件数、内容及び貴市の対応について、なるべく具体的にご教示下さい。

オ(ア) 貴市が「市民選択制」を採用して以降、国や神奈川県及び他市町村から、行政運営上、障害が発生したとして、貴市に対し具体的な苦情の申し入れ等がなされたことはありますか。

(イ) 申し入れ等がなされている場合には、その件数、内容及び貴市の対応について、なるべく具体的にご教示下さい。

以上、お答えいただける範囲でご回答願います。

甲第 44 号証の2

甲第 46 号証の2

市窓第 5 6 7 号

平成17年 3 月28日

横浜地方裁判所第 4 民事部合議係
裁判所書記官 朱雀 澄子 様

横浜市長 中田 宏

調査囑託に係る回答書について

別紙のとおり、民事訴訟法第 1 8 6 条により、囑託された調査事項について、回答
します。

担 当:横浜市市民局区政支援部
窓口サービス課システム担当課長

花 園 勝

電 話: 0 4 5 - 6 7 1 - 4 3 2 9

FAX: 0 4 5 - 2 2 8 - 2 4 2 7

(1) 「市民選択制」の運用実態について

ア(ア) 住民基本台帳法の改正により、平成14年8月5日から住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)が実施されることになりました。

しかし、住民基本台帳法附則第1条第2項に「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」とされているにもかかわらず、個人情報の保護に関する法整備がなされないまま、平成14年8月5日から住基ネットを実施することとなったため、

- ・「法を守るのは行政の責任であり、義務であること」
- ・「市民の安全を守るのも行政の責任であり、義務であること」

この2つのことから、住基ネットには参加しますが、不安や危惧を抱いている方々に対して、当分の間、本人確認情報の神奈川県への通知を強制しないということにしたものです。

なお、「非通知」の申出は、住基ネットの安全性が総合的に確認できるまでの緊急避難的措置であり、あくまで住基ネットへの段階的な参加でありますので、「市民選択制」ではなく「横浜方式」と表現しております。

(イ) 住基ネットへの全員参加には、住基ネットの安全性が総合的に確認できることが必要であると考えております。

現時点でも約4分の1の市民が非通知申出を行っており、これら市民の住基ネットに対する不安感を払拭するためにも、法や制度の運用が適切に実行されるかどうかを見極める必要もあると考えており、「横浜方式」を継続しています。

イ(ア) 平成14年10月11日時点の非通知申出者数については、839,539人です。また、平成14年10月11日時点の横浜市民の人口総数及びうち成年者数につきましては、把握しておりません。

(イ) 申出書の入手方法：平成14年8月下旬から9月上旬にかけて全世帯宛に通知した住民票コード通知に「本人確認情報非通知申出書」を同封。また、区役所窓口でも配布。

受付期間：平成14年9月2日から10月11日まで

申出方法：居住区窓口で本人確認資料提示とともに申し出。または、郵送で本人確認資料の写し添付による申し出(消印有効)

ウ(ア) 新たに市民となった方については、「非通知」の申し出は可能です。

(イ) 届出の日から1か月間、方法は(1)イ(イ)と同様です。

(ウ) 平成17年2月28日現在での、非通知申出者数は839,760人、住民基本台帳人口は3,516,484人です。

(2) 「市民選択制」の採用により生じる支障について

ア(ア) あります。なお、市民からの苦情については、その方が「通知」「非通知」なのかを確認しておりません。

(イ) 件数については、把握していません。

「非通知」申出をしていないと思われる方からの苦情の主な内容としては、

①住民基本台帳法どおり、全員通知するべきだ。

②住基ネット利用により、行政機関への申請・届出の際、住民票の写しの

添付が不要になるにもかかわらず、横浜市民については、「通知」「非通知」が混在しているため、当該行政機関で利用されず、「通知」の方についても、住民票の写しの添付が必要な事務がある。

③年金受給者に対し、現況届の省略が可能であるにもかかわらず、前記と同じ理由により、横浜市の市民には現況届が郵送され、対応しなければならない。

といった意見があります。

これに対し、

①住基ネットの安全性が総合的に確認できた場合に全市民のデータを通知します。

②及び③各関係機関に「通知者のデータは利用して欲しい」と要望しており、現在のところ、調整中です。

という対応をしています。

イ(ア) あります。なお、市民からの苦情等については、その方が「通知」「非通知」なのかを確認しておりません。

(イ) 件数については、把握していません。

「非通知」申出をしていると思われる方からの苦情等の主な内容としては、

①職権削除という論理的な削除ではなく、物理的に削除して欲しい。

②横浜方式を制度化して欲しい。

③全面的に住基ネット不参加にして欲しい。

といった意見があります。

これに対し、

①神奈川県に消去依頼をしていますが、現在のところ、消去されていません。

②横浜方式は住基ネットの安全性が総合的に確認できるまでの緊急避難的な措置ですので、制度化する考えはありません。

③住基ネットの参加は住民基本台帳法で定められておりますので、本市は参加しております。

という対応をしています。

ウ(ア) ありません。

(イ) ありません。

エ(ア) あります。

(イ) (2)ア(イ)と同様、横浜市のデータに関し、住基ネットが利用できない事務があるため、国や神奈川県に対し、「通知」のデータを利用して欲しいと要望しています。

オ(ア) あります。

(イ) 総務省から、現在の状況は、住民基本台帳法に予定されているものでないため違法であるとの見解が示されており、法に従って速やかに全ての市民の本人確認情報を通知するよう依頼がありました。

本市としましては、住基ネットの総合的な安全性が確認でき次第、全ての市民の本人確認情報を通知します。